地場産農産物加工販売支援事業

農業者向けに農産加工品の開発・製造・販売の費用を補助します

付加価値の高い特産品の開発、販路の拡大、規格外農産物の活用のために、市内農業者が自らの農畜産物等を使用した新たな農産加工品の製造販売に対して、開発費等の一部を補助します

(1)補助対象経費と補助率

レシピ開発等の委託費

デザイン開発の委託費

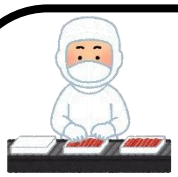

製造委託費

成分分析費

包装・ラベル作成費

PR、販路拡大の費用

既存の農産加工品のリニューアル費用

×1/2

認定農業者・新規就農者(※1)

2/3

下限事業費:10万円
(福祉施設(※2)への製造委託の場合は5万円)
補助上限額:10万円

補助対象外

① 同一世帯及び3親等以内の親族に対する支出
② 関係法令の基準を満たさないもの
③ 施設整備費、機械購入費、旅費、燃料費、食糧費、人件費、報償費、経常的な経費
④ 既存の加工品の製造費等
⑤ 使用実績のないもの
⑥ 消費税及び特別地方消費税

※1 新規就農者は、申込み時点で5年以内に東京都新規就農者奨励賞又は清瀬市農業後継者顕彰を受賞した農業者を対象とします。
※2 福祉施設は市内に所在する就労移行支援事業所、就労継続支援事業所を対象とします。

（2）補助対象者

①農業者　次のア～ウの全てを満たす方

ア.清瀬市内に住所を有していること

イ.市内で 10a 以上の農地を耕作し、経営していること

ウ.農業従事日数が年間60日以上であること

②農業団体

農業者が主たる構成員又は出資者となっている法人及び任意団体（規約等があるもの）

（3）申込みから交付まで

①申込み（先着順）

⇩

②交付決定

交付申込時の提出書類
①補助金交付申込書（様式第1号）
②見積書
③定款、会則など（団体で申請の場合）

⇩

③事業に着手
（交付決定前に着手したものも対象とする（※））

★提出書類を審査後、1～2週間で交付決定通知をお渡しします
★①～⑥までを令和7年3月31日までに実施してください
※当該年度4月1日以降、商品発売日前に発注したものが対象です

⇩

内容変更

★内容に変更がある場合は、必ず変更等承認申請書（様式第5号）を提出してください

④完成・発売開始

★商品の完成、発売開始後に実績報告をお願いします
★実績報告後、1～2週間で交付確定通知をお渡しします

⇩

⑤実績報告

実績報告時の提出書類
①実績報告書（様式第7号）
②請求書・領収証・振込控等、支払いが確認できるもの
③商品の見本又は商品の写真
④パンフ等の補助金を使った作成物（ある場合）

⇩

⑥交付確定

⇩

⑦請求・振込

補助金請求書の提出

（4）問合せ先

清瀬市地域振興部産業振興課農政係　042-497-2052（市役所本庁舎2階）